

令和5年6月市議会定例会議追加提出議案

令和5年6月9日提出

区分	件数
条例関係	1



*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【条例関係 その①】

1 議案第85号 福島市いじめ防止等に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

いじめ問題対応改善有識者会議より答申を受け、いじめに対する基本認識を一新するとともに重大事態へ迅速かつ機動的に対応するための改正を行う。

【主な改正内容】

いじめに対する基本認識

危機意識レベル
を上げて、対応
します。

【改正前】 いじめはどこでもどの児童等においても起こり得る



【改正後】 いじめは「現に起きている」

迅速かつ機動的に重大事態調査を実施

(1) 重大事態が発生したら、必ずかつ速やかに調査開始

【改正前】 必要があると認めるとき



【改正後】 削除

(2) 調査組織を明確にし、迅速性・公平性・客観性を担保

【改正前】 いじめ問題対策委員会（第三者組織）



【改正後】 3つの調査主体から適切なものを選択

調査主体は助言組織と別組織に

- ①（新規）重大事態調査委員会
- ②（新規）教育委員会事務局に設ける組織
- ③（新規）市立学校に設ける組織

※いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する助言等を行います。

(1)恣意的な判断をなくします。

(2)迅速性・公平性を確保します。

(公布の日から施行)

【参考資料①】

いじめ重大事態の調査主体の比較

【改正前】

法令名等	いじめ防止法 第28条	いじめ防止条例 第20条	市基本方針
調査主体	教育委員会の下に設けられる組織	福島市いじめ問題対策委員会 →	福島市いじめ問題対策委員会専門部会
	学校の下に設けられる組織	— →	市立学校が設置した組織 (教委いじめ防止サポートチームが参画)

調査主体が不明確、条例と基本方針に整合性がない
⇒現場対応に混乱を招いた

【改正後】

法令名等	いじめ防止法 第28条	いじめ防止条例 第20条	市基本方針
調査主体	教育委員会の下に設けられる組織	福島市いじめ重大事態調査委員会 →	福島市いじめ重大事態調査委員会
		教育委員会事務局に設ける組織 →	教育委員会事務局に設ける組織
	学校の下に設けられる組織 →	市立学校に設ける組織 →	市立学校に設ける組織

・調査主体を明確化、法・条例・基本方針の整合性を確保
・調査主体と助言組織は別組織とし、公平性・客観性を確保

【参考資料②】

いじめ問題対応改善有識者会議からの答申概要（5つの柱）

- （1）市長部局を含めたいじめ問題への対応強化
- （2）教育委員会の改革（教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割）
- （3）いじめ問題対応スキームの明確化
- （4）子どもと家庭を支える体制の強化
- （5）教職員の資質向上に向けた取組